

志摩市就職活動応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の市内企業への就職を促進することを目的に、市内企業が実施するインターンシップ等の就職活動への参加に要する経費に対し、志摩市就職活動応援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 交付決定年度の3月末日において満30歳未満の者をいう。
- (2) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、専門職大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、中学校又はこれらに準ずる学校をいう。
- (3) 就職活動 市内で実施されるインターンシップなどの就業体験、採用試験等をいう。
- (4) 市内企業 市内に主たる事業所を有する企業及び団体をいう。ただし、国若しくは地方公共団体又は公共的団体を除く。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、学校等に在籍する学生又は学校等を卒業した者で、市内企業に就職活動を行う若者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及びその上限の額は、次の表に掲げるとおりとする。

対象経費	補助金の額
交通費 ・申請者が市内で行われる就職活動に参加するため、居住地と市内企業との間の移動に要した経費 ※交通費は、鉄道運賃、船賃、バス運賃、航空運賃、その他市長が認めるものとし、経済的かつ合理的な移動に要した経費を補助対象経費とする。 ※訪問企業から交通費の支給を受けた場合は、当該金額を補助対象経費から除くものとする。	交通費の2分の1の額とし、15,000円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、就職活動を行った年度の3月15日までに志摩市就職活動応援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請は1年間につき1人1回のみとする。

- (1) 就職活動等実施証明書(様式第2号)
- (2) 交通費を支払ったことを証明する書類の写し
- (3) インターンシップ、面接等の日時及び場所が分かる書類
- (4) 補助金の振込先口座が確認できる書類の写し
- (5) 居住地が確認できる公的証明書又は公共料金の領収書の写し
- (6) 生年月日が確認できる公的証明書

(交付決定及び交付確定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに

志摩市就職活動応援補助金交付(不交付)決定兼交付確定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により交付の決定及び確定を受けた者が、交付の請求をしようとするときは、志摩市就職活動応援補助金交付請求書(様式第4号)により、当該年度の末日までに市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助金の交付に係る補助対象経費の払戻しを受けたとき。
- (4) その他補助金の交付が不相当であると市長が認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する